

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(公共工事)

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争入札の別(総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	備考
令和7年度 京浜港監督補助業務 横浜港の対象工事現場(調査現場を含む) 他 R7.4.1～R9.3.31 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市中区新港1-6-1	R7.4.1	(株)ポルテック 東京都中央区京橋一丁目5番8号	5010401047320	一般競争入札 (総合評価)	268,972,000	255,200,000	94.9%	
令和7年度 川崎港臨港道路監督補助業務 川崎港の対象工事現場 R7.4.1～R9.3.31 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市中区新港1-6-1	R7.4.1	(株)ポルテック 東京都中央区京橋一丁目5番8号	5010401047320	一般競争入札 (総合評価)	166,694,000	158,400,000	95.0%	
令和7年度 川崎港臨港道路発注補助業務 川崎港の対象工事現場 R7.4.1～R9.3.31 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市中区新港1-6-1	R7.4.1	(一財)港湾空港総合技術センター 東京都千代田区霞ヶ関3-3-1	5010005002705	一般競争入札 (総合評価)	47,443,000	44,110,000	93.0%	
令和7年度 川崎港臨港道路施工状況確認補助業務 川崎港の対象工事現場 R7.4.1～R8.3.31 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市中区新港1-6-1	R7.4.1	(一財)港湾空港総合技術センター 東京都千代田区霞ヶ関3-3-1	5010005002705	一般競争入札 (総合評価)	670,472,000	650,100,000	97.0%	
令和7年度 京浜港貸付国有港湾施設維持補修等工事 横浜市中区本牧ふ頭1番1地先 他 R7.4.1～R8.3.31 港湾土木工事	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市中区新港1-6-1	R7.4.1	信幸建設(株) 東京都千代田区神田司町2-2-7	1010001018642	一般競争入札 (総合評価)	169,444,000	154,000,000	90.9%	
令和7年度 川崎港臨港道路設計・調査資料作成業務 横浜市中区新港1-6-1 京浜港湾事務所 R7.4.1～R8.3.31 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市中区新港1-6-1	R7.4.1	(一財)港湾空港総合技術センター 東京都千代田区霞ヶ関3-3-1	5010005002705	一般競争入札 (総合評価)	119,581,000	115,940,000	97.0%	
令和7年度 川崎港臨港道路航行安全管理業務 川崎市川崎市東扇島 航行安全情報管理室 R7.4.1～R8.3.31 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市中区新港1-6-1	R7.4.1	(公社)東京湾海難防止協会 神奈川県横浜市中区住吉町4丁目45番1 関内トーセイビルⅡ202号室	1020005009686	一般競争入札 (総合評価)	63,987,000	63,888,000	99.8%	
令和7年度 川崎港臨港道路建設資材価格等調査 横浜市中区新港1-6-1 京浜港湾事務所 R7.4.1～R8.3.19 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市中区新港1-6-1	R7.4.1	(一財)経済調査会 東京都港区新橋6丁目17番15号	1010005002667	一般競争入札 (総合評価)	24,255,000	23,430,000	96.6%	
令和7年度 京浜港建設資材価格等調査 横浜市中区新港1-6-1 京浜港湾事務所 R7.4.1～R8.3.13 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市中区新港1-6-1	R7.4.1	(一財)経済調査会 東京都港区新橋6丁目17番15号	1010005002667	一般競争入札 (総合評価)	21,307,000	19,800,000	92.9%	
令和7年度 川崎港臨港道路主橋梁部昇降施設等実施設計 川崎市川崎市東扇島、水江町 R7.4.9～R8.2.27 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市中区新港1-6-1	R7.4.9	パシフィックコンサルタンツ(株) 東京都千代田区神田錦町3丁目2番地	8013401001509	指名競争入札 (簡易公募型競争入札) (総合評価)	84,502,000	78,650,000	93.1%	
令和7年度 川崎港臨港道路受電設備等実施設計 川崎市川崎市東扇島 R7.4.10～R8.2.27 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市中区新港1-6-1	R7.4.10	(株)オリエンタルコンサルタンツ 神奈川県横浜市中区太田町4丁目55番地	4011001005165	指名競争入札 (簡易公募型競争入札) (総合評価)	14,190,000	11,396,000	80.3%	

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(公共工事)

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員数	備考
令和7年度 横浜港生物共生型護岸に係る環境保全措置効果検証業務 横浜市中区本牧ふ頭地先 R7.4.22～R9.2.10 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市中区新港1-6-1	R7.4.22	令和7年度 横浜港生物共生型護岸に係る環境保全措置効果検証業務復建調査設計・みなと総合研究財団設計共同体 広島県広島市東区光町二丁目10番11号	-	会計法第29条の3第4項理由は別紙2-1のとおり(簡易公募型プロポーザル)	79,178,000	78,980,000	99.7%		
令和7年度 横浜港港湾施設施工法検討業務 横浜市中区新港1-6-1 京浜港湾事務所 R7.5.30～R8.2.27 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市中区新港1-6-1	R7.5.30	(一財)港湾空港総合技術センター 東京都千代田区霞ヶ関3-3-1	5010005002705	会計法第29条の3第4項理由は別紙2-2のとおり(簡易公募型プロポーザル)	36,168,000	35,970,000	99.5%		
令和7年6月分該当なし										
令和7年度 横浜港本牧地区岸壁クレーン基礎構造等予備設計 横浜市中区新港1-6-1 京浜港湾事務所 R7.7.18～R8.8.26 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市中区新港1-6-1	R7.7.18	八千代エンジニアリング株式会社 東京都台東区浅草橋五丁目20番8号	2011101037696	会計法第29条の3第4項理由は別紙2-3のとおり(簡易公募型プロポーザル)	63,250,000	63,250,000	100.0%		
令和7年度 川崎港臨港道路航行安全検討業務 横浜市中区新港1-6-1 京浜港湾事務所 R7.7.18～R8.2.27 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市中区新港1-6-1	R7.7.18	(公社)東京湾海難防止協会 神奈川県横浜市中区住吉町4丁目45番1関内トーセイビルⅡ202号室	1020005009686	会計法第29条の3第4項理由は別紙2-4のとおり(簡易公募型プロポーザル)	12,199,000	11,869,000	97.3%		
令和6年度 川崎港臨港道路技術評価業務 横浜市中区新港1-6-1 京浜港湾事務所 R7.7.18～R8.3.19 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市中区新港1-6-1	R7.7.18	沿岸技術研究センター・大日本ダイヤコンサルタント設計共同体 東京都港区西新橋一丁目14番2号	-	会計法第29条の3第4項理由は別紙2-5のとおり(簡易公募型プロポーザル)	36,982,000	36,960,000	99.9%		
令和7年度 川崎港臨港道路環境影響検討業務 横浜市中区新港1-6-1 京浜港湾事務所 R7.8.5～R8.2.27 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市中区新港1-6-1	R7.8.5	八千代エンジニアリング株式会社 東京都台東区浅草橋五丁目20番8号	2011101037696	会計法第29条の3第4項理由は別紙2-6のとおり(簡易公募型プロポーザル)	17,919,000	17,919,000	100.0%		
令和7年度 京浜港貸付国有港湾施設定期点検業務 横浜市中区本牧ふ頭1番1地先 他 R7.8.15～R8.2.27 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市中区新港1-6-1	R7.8.15	パンフィックコンサルタンツ(株) 東京都千代田区神田錦町3丁目2番地	8013401001509	会計法第29条の3第4項理由は別紙2-7のとおり(簡易公募型プロポーザル)	20,603,000	20,350,000	98.8%		
令和7年9月分該当なし										
令和7年10月分該当なし										
令和7年度 横浜港本牧地区岸壁利用条件確認業務 横浜市中区新港1-6-1 京浜港湾事務所 R7.11.21～R8.8.31 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市中区新港1-6-1	R7.11.21	日本海洋コンサルタント株式会社 東京都港区芝浦三丁目7番9号	6010601028929	会計法第29条の3第4項理由は別紙2-8のとおり(簡易公募型プロポーザル)	36,718,000	36,630,000	99.8%		

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(公共工事)

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名 並びにその所属する部局の 名称及び所在地	契約を 締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした 会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予 定 価 格	契 約 金 額	落 札 率	再就職 の役員 数	備 考
令和7年12月分該当なし										
令和7年度 横浜港新本牧地区護岸構造検討業務 横浜市中区新港1-6-1 京浜港湾事務所 R8.1.20~R8.10.19 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市中区新港1-6-1	R8.1.20	八千代エンジニアリング株式会社 東京都台東区浅草橋五丁目20番 8号	2011101037696	会計法第29条の3第4項 理由は別紙2-9のとおり (簡易公募型プロポーザル)	66,341,000	66,330,000	99.9%		

令和7年度

京浜港湾

随意契約理由書

(件名) 令和7年度 横浜港生物共生型護岸に係る環境保全措置効果検証業務

本件は、下記の理由により、令和7年度 横浜港生物共生型護岸に係る環境保全措置効果検証業務復建調査設計・みなと総合研究財団設計共同体 と随意契約致したい。

記

本業務は、新本牧地区埋立に伴う環境保全措置として実施する生物共生型護岸に関し、水域環境調査、環境生物調査の実施、調査結果を踏まえた環境保全措置効果の評価を行うものである。

生物共生型構造として護岸に付加する機能の検討においては、今後新たに築造する護岸(防波)東側に反映させるため、調査結果を踏まえて、付加する機能や生息を期待する生物の種類等を明確にし、機能を付加した護岸形状について検討を行う必要がある。

環境保全措置効果の評価においては、生物共生型構造物の設置場所、種類等毎に調査結果の整理を行い、生物の生息場として必要な沿岸域環境条件や効果的な生物共生型構造の形状等について評価を行う必要がある。

よって、港湾構造物の設計知識はもとより、沿岸域環境、生物生態系など総合的かつ高度な知識と経験を有する者から、「生物共生型構造として護岸に付加する機能及び環境保全措置効果の評価の方向性について」技術提案を募り、優れた提案を仕様反映することにより優れた成果を期待することができる。

したがって、簡易公募型プロポーザル方式により発注することとした。

令和7年度 横浜港生物共生型護岸に係る環境保全措置効果検証業務復建調査設計・みなと総合研究財団設計共同体は、本事業実施に係るプロポーザル方式により提出された技術提案書を建設コンサルタント等選定委員会において評価検討した結果、予定管理技術者の経験及び能力、実施方針及び特定テーマに対する技術提案等の項目において優れた技術提案を行った業者である。

よって、会計法第29条の3第4項の規定により、令和7年度 横浜港生物共生型護岸に係る環境保全措置効果検証業務復建調査設計・みなと総合研究財団設計共同体 と随意契約致したい。

令和7年度

京浜港湾

随意契約理由書

(件名) 令和7年度 横浜港港湾施設施工法検討業務

本件は、下記の理由により、一般財団法人港湾空港総合技術センターと随意契約致したい。

記

本業務は、横浜港における港湾施設の整備にかかる施工方法等の検討及び土質調査業務を行うものである。

事前混合処理工法の施工法検討においては、事前混合処理土の母材となる建設発生土及び購入砂(山砂)の土質試験結果をもとに母材の種類及び設計基準強度ごとに処理土の適切な配合について検討する必要がある。

セル・アーク及びハイブリッドケーソンの製作計画の検討においては、製作の効率化を図ることが可能となるヤードの配置計画や製作計画を検討する必要がある。

防砂シートの施工法検討においては、防砂シートの仕様の検討や異形部及び端部となる箇所の施工方法を検討する必要がある。

浚渫の施工法検討においては、本牧ふ頭地区の供用中の岸壁周辺での施工となることから、昼・夜間航行船舶の実態や岸壁の利用状況等の制約条件を考慮し浚渫方法について検討する必要がある。

本業務の遂行にあたっては、港湾構造物の設計知識はもとより、岸壁の利用形態など様々な港湾に関する知見を有するとともに、港湾施設の整備における高度な知見と豊かな経験を有していることが必要である。

よって、高度な知見と豊かな経験を有する者から、「横浜港の港湾施設の整備にかかる施工方法等の検討を行う上での着眼点」の技術提案を募り、優れた提案を仕様に反映することにより優れた成果を期待することができる。

したがって、簡易公募型プロポーザル方式により発注することとした。

一般財団法人港湾空港総合技術センターは、本事業実施に係るプロポーザル方式により提出された技術提案書を建設コンサルタント等選定委員会において評価検討した結果、予定管理技術者の経験及び能力、実施方針及び特定テーマに対する技術提案等の項目において優れた技術提案を行った業者である。

よって、会計法第29条の3第4項の規定により、一般財団法人港湾空港総合技術センターと随意契約致したい。

令和7年度

京浜港湾

随意契約理由書

(件名) 令和7年度 横浜港新本牧地区岸壁クレーン基礎構造等予備設計

本件は、下記の理由により、八千代エンジニアリング株式会社と随意契約致したい。

記

本業務は、横浜港新本牧地区耐震強化岸壁におけるクレーン基礎構造等の予備設計並びに実施設計を行うものである。

コンテナ船の大型化に伴い、岸壁に設置されるコンテナクレーンも大型化しており、横浜港新本牧地区の岸壁においても耐震性を有し、かつ将来にわたるコンテナクレーンの大型化に対応できるような岸壁構造とすることが求められている。

検討においては、岸壁の基礎の地盤改良工及び本体工の整備状況を把握した上で、未施工部分であるクレーン基礎及び裏込・裏埋部の地盤改良工について、既往断面から地盤改良幅やクレーン諸元を変化させた場合の構造断面や異なる地盤改良工法の適用性等など様々な条件や構造の予備設計を行い、コンテナクレーンの大型化に対応するためのコストやクレーン基礎を含めた岸壁構造とコンテナクレーンの諸元・構造の耐震に関する関係性などを把握する必要がある。

本業務の遂行にあたっては、港湾構造物の設計知識はもとより、コンテナクレーン等様々な港湾に関する知見を有するとともに、港湾施設の整備における高度な知見と豊かな経験を有していることが必要である。

よって、高度な知見と豊かな経験を有する者から、「横浜港新本牧地区のクレーン基礎を含めた耐震強化岸壁構造の検討を行う上での着眼点」の技術提案を募り、優れた提案を仕様を反映することにより優れた成果を期待することができる。

したがって、簡易公募型プロポーザル方式により発注することとした。

八千代エンジニアリング株式会社は、本事業実施に係るプロポーザル方式により提出された技術提案書を建設コンサルタント等選定委員会において評価検討した結果、予定管理技術者の経験及び能力、実施方針及び特定テーマに対する技術提案等の項目において優れた技術提案を行った業者である。

よって、会計法第29条の3第4項の規定により、八千代エンジニアリング株式会社と随意契約致したい。

令和7年度

京浜港湾

随意契約理由書

(件名) 令和7年度 川崎港臨港道路航行安全検討業務

本件は、下記の理由により、公益社団法人 東京湾海難防止協会 と随意契約致したい。

記

本業務は、川崎港臨港道路東扇島水江町線の橋梁工事における、近傍運河を航行する船舶に及ぼす影響および船舶航行の安全確保のために必要な対策について検討するものである。

本業務を適切に実施するためには、川崎港京浜運河周辺における船舶交通の特性に精通していることが必要であり、総合的な航行安全対策の検討を念頭においたとりまとめが要求される。

よって、航行安全対策等について専門的な知見を有する者から、「鋼桁架設の本格着手を踏まえた、一般船舶に対する工事中の航行安全対策を検討する上での着目点」について技術提案を募り、優れた提案を仕様に反映することにより優れた成果を期待することができる。

したがって、簡易公募型プロポーザル方式により、発注することとした。

公益社団法人 東京湾海難防止協会は、本事業実施に係るプロポーザル方式により提出された技術提案書を建設コンサルタント等選定委員会において評価検討した結果、予定管理技術者の経験及び能力、実施方針及び特定テーマに対する技術提案等の項目において優れた技術提案を行った業者である。

よって、会計法第29条の3第4項の規定により、公益社団法人 東京湾海難防止協会 と随意契約致したい。

令和7年度

京浜港湾

随意契約理由書

(件名) 令和7年度 川崎港臨港道路技術評価業務

本件は、下記の理由により、令和7年度 川崎港臨港道路技術評価業務沿岸技術研究センター・大日本ダイヤコンサルタント設計共同体 と随意契約致したい。

記

本業務は、川崎港臨港道路東扇島水江町線の橋梁構造における技術的な検討を行うとともに、橋梁技術・施工検討会の運営を行うものである。

主橋梁部は大型船舶が航行する京浜運河を渡河するため、大きな桁下空間を確保する必要がある一方、東京国際空港(羽田空港)の航空制限(制限表面)により低主塔かつ径間長が国内最大クラスの斜張橋である。本橋梁のこのような地理的要因、構造上の特徴を踏まえ、設計上の要求性能を満たすことが重要である。

以上から、課題を適切に把握し合理的に解決する専門的な技術が必要であり、同様な事業の建設事例等を踏まえたうえで、多岐にわたる技術的知見も必要となる。

よって、本業務は、技術提案を求め、特記仕様書に提案を反映し本業務を遂行することにより、最も優れた成果が期待出来る。

したがって、簡易公募型プロポーザル方式により発注することとした。

令和7年度 川崎港臨港道路技術評価業務沿岸技術研究センター・大日本ダイヤコンサルタント設計共同体は、本事業実施に係るプロポーザル方式により提出された技術提案書を建設コンサルタント等選定委員会において評価検討した結果、予定管理技術者の経験及び能力、実施方針及び特定テーマに対する技術提案等の項目において優れた技術提案を行った業者である。

よって、会計法第29条の3第4項の規定により、令和7年度 川崎港臨港道路技術評価業務沿岸技術研究センター・大日本ダイヤコンサルタント設計共同体 と随意契約致したい。

令和7年度

京浜港湾

随意契約理由書

(件名) 令和7年度 川崎港臨港道路環境影響検討業務

本件は、下記の理由により、八千代エンジニアリング株式会社 事業統括本部と随意契約致したい。

記

本業務は、川崎港臨港道路東扇島水江町線における工事計画変更に伴う環境への影響検討および結果のとりまとめ、並びに事業区間周辺の混雑状況を反映した最新の交通量推計結果に基づく環境影響の検討を行うものである。

事業区間周辺の混雑状況等の地域特性を反映した最新の交通量推計結果が、既存の環境影響予測に及ぼす影響を定量的に確認する上で、川崎市環境影響評価条例や当該事業区間の地域特性を十分に把握し、適切な手法を用いた検討が重要となる。

よって、「当該事業区間の地域特性を踏まえた、最新の交通量推計結果に基づく、予測評価項目への定量的な影響を確認するための検討手法について」について、技術提案を求め、仕様書に提案を反映し、本業務を遂行することにより、最も優れた成果が期待出来る。

したがって、簡易公募型プロポーザル方式により発注することとした。

八千代エンジニアリング株式会社 事業統括本部は、本事業実施に係るプロポーザル方式により提出された技術提案書を建設コンサルタント等選定委員会において評価検討した結果、予定管理技術者の経験及び能力、実施方針及び特定テーマに対する技術提案等の項目において優れた技術提案を行った業者である。

よって、会計法第29条の3第4項の規定により、八千代エンジニアリング株式会社 事業統括本部と随意契約致したい。

令和7年度

京浜港湾

随意契約理由書

(件名) 令和7年度 京浜港貸付国有港湾施設定期点検業務

本件は、下記の理由により、パシフィックコンサルタンツ株式会社 首都圏本社と随意契約致したい。

記

本業務は、横浜港及び川崎港の貸付国有港湾施設に対して適切な維持管理を行うため、維持管理計画書に基づく点検診断等を行うものである。

本業務の点検診断対象には、気象・海象・潮位条件により立入制約を受ける栈橋構造の施設や広範囲な荷さばき施設、水中部部材のため劣化状況の把握が難しい部材等がある。また対象施設は全て供用中のコンテナターミナルであるため、運用を妨げないよう厳しい時間的制約の中で点検診断作業を実施しなければならない状況であり、より効率的で経済的に実施できる新しい点検技術が必要である。

よって、従来の点検診断方法にとらわれず、維持管理に関する専門的な知見を有する者から「効果的かつ効率的な点検診断手法について」の技術提案を募り、優れた提案を仕様に反映することにより優れた成果を期待することができる。

したがって、簡易公募型プロポーザル方式により発注することとした。

パシフィックコンサルタンツ株式会社 首都圏本社は、本事業実施に係るプロポーザル方式により提出された技術提案書を建設コンサルタント等選定委員会において評価検討した結果、予定管理技術者の経験及び能力、実施方針及び特定テーマに対する技術提案等の項目において優れた技術提案を行った業者である。

よって、会計法第29条の3第4項の規定により、パシフィックコンサルタンツ株式会社 首都圏本社と随意契約致したい。

令和7年度

京浜港湾

随意契約理由書

(件名) 令和7年度 横浜港本牧地区岸壁利用条件確認業務

本件は、下記の理由により、日本海洋コンサルタント株式会社と随意契約致したい。

記

本業務は、横浜港本牧地区岸壁におけるクレーン位置の地震時応答特性整理及び、岸壁利用条件の検討を行うものである。

BC1岸壁の既設防舷材は、当初設計の対象船舶6万DWTのコンテナ船仕様になっており、現在10万DWT級のコンテナ船が着岸する際には接岸速度を落として着岸している。

岸壁利用条件検討の安定性の照査及び部材の照査においては、付帯施設である防舷材の更新に際して、船舶の利用実態にあった交換が可能か確認するため、対象となる船舶が岸壁に作用させる接岸力及び牽引力による岸壁耐力の照査を行い、岸壁が利用できる条件の範囲を把握しておく必要がある。

また、付帯施設設計計算・図面作成、施工方法の検討においては、既設栈橋の構造を考慮した防舷材の取付方法や、供用中の岸壁に対しての施工方法を検討し、反映させる必要がある。

本業務の遂行にあたっては、港湾構造物の設計知識はもとより、岸壁の利用形態など様々な港湾に関する知見を有するとともに、港湾施設の整備における高度な知見と豊かな経験を有していることが必要である。

よって、高度な知見と豊かな経験を有する者から、「岸壁の耐力確認と防舷材の更新に関する着眼点」の技術提案を募り、優れた提案を仕様へ反映することにより優れた成果を期待することができる。

したがって、簡易公募型プロポーザル方式により発注することとした。

日本海洋コンサルタント株式会社は、本事業実施に係るプロポーザル方式により提出された技術提案書を建設コンサルタント等選定委員会において評価検討した結果、予定管理技術者の経験及び能力、実施方針及び特定テーマに対する技術提案等の項目において優れた技術提案を行った業者である。

よって、会計法第29条の3第4項の規定により、日本海洋コンサルタント株式会社と随意契約致したい。

令和7年度

京浜港湾

随意契約理由書

(件名) 令和7年度 横浜港新本牧地区護岸構造検討業務

本件は、下記の理由により、八千代エンジニアリング株式会社と随意契約致したい。

記

本業務は、横浜港新本牧地区における護岸(東)-Ⅱ区他の護岸構造検討、護岸細部設計及び実施設計を行うものである。

新本牧地区Ⅱ期2工区に埋立土の受入れを可能とするために、護岸(東)-Ⅱ区の護岸整備の進捗を進める必要がある。よって、早期に埋立土の受入れができ、施工延長を伸ばすことが可能となる護岸構造について検討を行うものである。

また、護岸構造を検討する上で、吸い出し防止対策を講じる必要がある。吸い出し防止対策については、現場条件への適合性や施工性等を確認し、早期に埋立土を受け入れできる護岸構造として反映させる必要がある。

以上のことから早期に埋立土の受入れを可能にするための護岸構造の検討及び護岸の吸い出し防止対策を検討する必要があることから、港湾構造物の設計知識はもとより、施工方法・概略工程の作成など施工計画に関して高度な知見と豊かな経験、多岐にわたる専門分野に精通していることが求められる。

よって、高度な知識と豊かな経験を有する者から、「早期に埋立土の受入れができ、施工延長を伸ばすことが可能となる護岸構造を検討する上での着目点」の技術提案を求め、特記仕様書に提案を反映して本業務を遂行することにより、優れた成果を期待することができる。

したがって、簡易公募型プロポーザル方式により発注することとした。

八千代エンジニアリング株式会社は、本事業実施に係るプロポーザル方式により提出された技術提案書を建設コンサルタント等選定委員会において評価検討した結果、予定管理技術者の経験及び能力、実施方針及び特定テーマに対する技術提案等の項目において優れた技術提案を行った業者である。

よって、会計法第29条の3第4項の規定により、八千代エンジニアリング株式会社と随意契約致したい。

令和7年度

京浜港湾

随意契約理由書

(件名) 令和7年度 横浜港新本牧地区工事安全管理等業務

本件は、下記の理由から、東亜建設工業(株)横浜支店と随意契約致したい。

記

横浜港新本牧ふ頭建設事業の航行安全対策については、2018(平成30)年12月に学識経験者、海事関係者、海上保安庁、国土交通省関東地方整備局(以下、「関東地方整備局」という。)及び横浜市港湾局からなる「横浜港新本牧ふ頭整備に係る船舶航行安全対策調査検討会議」(以下、「検討会議」という。)を設置して検討を行ったが、この中で、海事関係者及び海上保安庁から当該工事の安全と一般航行船舶等の安全を確保するための対策として、「警戒船の運用」、「工事用作業船の運航管理」、「工事作業情報の周知および保安応急等」について総括的に管理運用する体制を図ることを強く要請された。

当該工事が長期間にわたり船舶航行の輻輳区域で行われることから、この要請を受け、本事業の共同事業者である関東地方整備局と横浜市港湾局が、事業者(発注者)と請負者の代表者からなる「新本牧ふ頭建設工事連絡協議会」及び「航行安全連絡協議会連合会」を設置し、2019(令和元)年5月の検討会議において、同連合会事務局が総括的な安全管理を実施することで了承され、工事中の安全対策の了解が得られた。

こうした背景を踏まえ、令和元年12月19日に関東地方整備局と横浜市で「横浜港新本牧ふ頭建設工事に伴う船舶航行安全管理に係る協定書」(令和元年12月19日付け、港湾政第931号、横浜市港湾局回答)(以下、「協定書」という。)を取り交わし、令和2年度から、協定書に従って当該工事の安全管理業務を共同で実施しているところである。

本業務は、関東地方整備局と横浜市が行う新本牧ふ頭建設工事の安全と一般航行船舶の安全を確保することを目的とし、情報管理、警戒管理、施設維持管理及び運航管理を行い、有効かつ適切な安全管理が総括的に機能するよう、協定書に基づいて関東地方整備局と横浜市が共同で実施しているものであり、契約については横浜市が指名競争入札方式にて入札し、先行して契約することから、関東地方整備局はこの契約先である東亜建設工業(株)横浜支店と契約するものである。

よって、会計法第29条の3第4項に基づき、東亜建設工業(株)横浜支店と随意契約するものである。

令和7年度

京浜港湾

随意契約理由書

(件名) 土地賃貸借料 (東扇島)

本件は、下記の理由により、三菱UFJ信託銀行株式会社と随意契約致したい。

記

本業務は、川崎港東扇島地区において実施中の川崎港東扇島水江町地区臨港道路整備事業にて使用する作業ヤードの借上を行うものである。

当該事業の東扇島地区における作業ヤードは、限られた工期の中で速やかに事業を進めるため、事業用地と隣接していることが必須である。上記の条件をもとに作業ヤードとして適切な物件を調査したところ、三菱UFJ信託銀行株式会社の当該物件が適切な物件であったため、三菱UFJ信託銀行株式会社を特定した。

よって、会計法第29条の3第4項により、三菱UFJ信託銀行株式会社と随意契約することとする。

令和7年度

京浜港湾

随意契約理由書

(件名) 土地賃貸借料 (袖ヶ浦)

本件は、下記の理由により、株式会社ダイトコーポレーションと随意契約致したい。

記

本件は、令和6年度 横浜港新本牧地区岸壁(-18m)(耐震)築造工事において方塊ブロックやPC版及びケーソンを製作するにあたり、そのヤードとして株式会社ダイトコーポレーションより借り上げるものである。

東京湾内における当該工事实施地区周辺において、HBケーソンの仮置きを行う場所として、3,000t級以上の起重機船での浜出しが可能となる適地を調査したところ、数カ所の候補地があったところであるが、そのうち、借地に対応出来る土地は、株式会社ダイトコーポレーションが南袖物流ターミナルとして管理する当該土地以外になかった。

よって、会計法第29条の3第4項により、株式会社ダイトコーポレーションと随意契約することとする。

令和7年度

京浜港湾随意契約理由書(件名) 土地賃貸借料 (袖ヶ浦) (その2)

本件は、下記の理由により、株式会社ダイトコーポレーションと随意契約致したい。

記

本件は、令和6年度横浜港新本牧地区岸壁(-18m)(耐震)築造工事及び令和7年度横浜港新本牧地区護岸(防波)本体工事においてHBケーソン、方塊ブロックやPC版を製作及び資材仮置きするにあたり、当該工事作業ヤードとして株式会社ダイトコーポレーションより借り上げるものである。

当初借り上げ時に、横浜港の海上コンテナターミナルとなる新本牧護岸の整備事業で使用する工事作業ヤードとして、東京湾内における当事業実施地区周辺を対象に、HBケーソン等の製作・仮置き及び3,000t級以上の起重機船での浜出しが可能となる適地を調査したところ、数カ所の候補地があったところであるが、そのうち、借地に対応出来る土地は、株式会社ダイトコーポレーションが南袖物流ターミナルとして管理する当該土地以外になかった。今後、当事業において使用する工事作業ヤードとして、新たに他の土地を探し、借り上げる場合には、HBケーソン等の運搬費用が発生し、経済的でないことから、引き続き借り上げすることが最も経済的であると判断される。

よって、会計法第29条の3第4項により、株式会社ダイトコーポレーションと随意契約することとする。